

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成27年5月22日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年3月5日	中京区	壬生高樋町	—	—	2	平成27年3月5日
	東山区	本町13丁目	—	—	1	
		今熊野日吉町	—	—	1	
		下堀詰町	—	1	3	
		今熊野宝蔵町	—	—	2	
		泉涌寺雀ヶ森町	—	—	1	
	山科区	柳辻中在家町	—	—	2	
	南区	久世中久世町	—	—	2	
	伏見区	羽束師志水町	2	—	—	
羽束師菱川町		6	—	—		
平成27年3月9日	北区	衣笠赤阪町	5	—	—	平成27年3月9日
		衣笠氷室町	2	—	—	
	中京区	西ノ京右馬寮町	3	—	—	
		西ノ京内畑町	3	—	—	
	右京区	山越東町	1	—	—	
		嵯峨広沢南下馬野町	2	—	—	
		嵯峨甲塚町	4	—	—	
		嵯峨野宮ノ元町	3	—	—	
	伏見区	竹田田中宮町	2	—	—	
	平成27年3月16日	南区	久世殿城町	—	—	
伏見区		羽束師志水町	2	—	—	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年3月16日	伏見区	羽束師菱川町	7	—	—	平成27年3月16日
		京町2丁目	—	—	1	
平成27年3月23日	下京区	大宮町	—	—	1	平成27年3月23日
	山科区	北花山河原町	3	—	—	
	伏見区	桃山町中島町	—	—	3	
		石田森東町	—	—	1	
		石田大受町	—	—	1	
		醍醐合場町	—	—	1	
		醍醐東合場町	—	—	1	
		醍醐構口町	—	—	1	
		羽束師志水町	2	—	1	
		羽束師古川町	—	—	2	
平成27年3月31日	山科区	栗栖野中臣町	—	—	1	平成27年3月31日
	右京区	梅津上田町	2	—	—	
		太秦樋ノ内町	2	—	—	
		太秦川所町	6	—	—	
		太秦八反田町	3	—	—	
		梅津上田町	1	—	—	
	西京区	川島松ノ木本町	—	1	—	
		檜原塚ノ本町	1	—	—	
		檜原中垣外	3	—	—	
	伏見区	淀大下津町	—	—	1	
		醍醐鍵尾町	—	—	1	
平成27年4月2日	山科区	音羽珍事町	—	—	1	平成27年4月2日
		小山姫子町	—	—	2	
		西野山射庭ノ上町	—	—	1	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年4月9日	北区	上賀茂馬ノ目町	3	—	—	平成27年4月9日
		上賀茂中山町	15	—	—	
		上賀茂女夫岩町	3	—	—	
	左京区	北白川下池田町	—	—	1	
		北白川上池田町	—	—	1	
		一乗寺築田町	—	—	1	
		静市市原町	—	—	2	
	伏見区	中島秋ノ山町	1	—	—	
竹田久保町		1	—	—		
平成27年4月13日	山科区	勸修寺瀬戸河原	—	—	1	平成27年4月13日
	伏見区	桃山町正宗	—	—	1	
		桃山町中島町	—	—	1	
		石田森東町	—	—	1	
		深草大亀谷敦賀町	—	—	1	
平成27年4月20日	南区	西九条東柳ノ内町	2	—	—	平成27年4月20日
	西京区	檜原百々ヶ池	—	1	—	
		檜原中垣外	—	2	—	
		檜原裕町	—	1	—	
平成27年4月27日	山科区	御陵進藤町	1	—	—	平成27年4月27日
		日ノ岡堤谷町	4	—	1	
	南区	久世東土川町	—	—	1	
	伏見区	羽束師菱川町	4	—	1	
		淀樋爪町	—	—	3	
		淀川顔町	1	—	—	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

TEL : 708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)